

# 総務委員会資料

陳情第109号

「最低賃金の引上げと中小企業支援の拡充を求める意見書」  
の提出を求める陳情

資料1 最低賃金制度について

資料2 我が国の労働経済等の概況について

資料3 平成29年度地域別最低賃金改定状況

資料4 国の中小企業支援策について

資料5 平成30年度中小企業に関する税制改正の概要

資料6 下請取引の適正化に向けた関係法令の概要について

経済労働局

平成30年1月26日

## —最低賃金制度について—

## 1 目 的

最低賃金法に基づき、国が、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

## 2 効 力

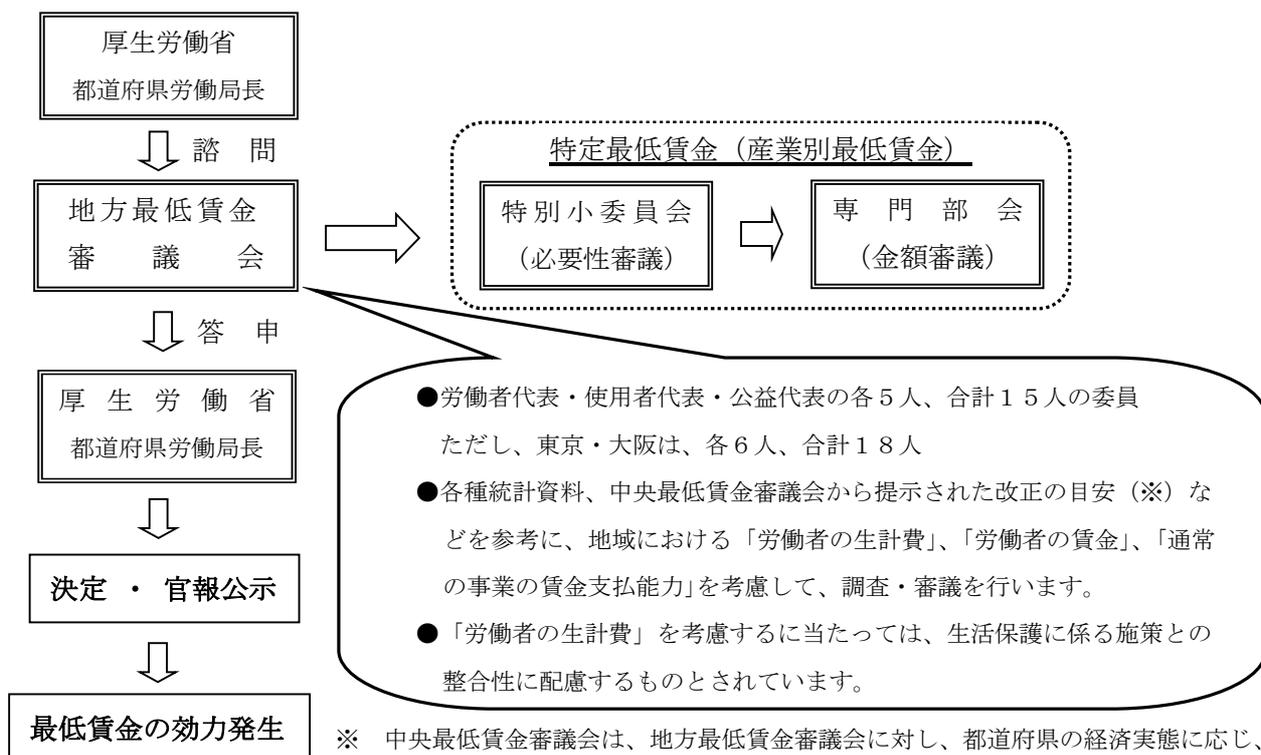
使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、最低賃金法により定められた最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないが、最低賃金の適用を受ける労働者と使用者の間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分を無効とし、最低賃金と同様の定めをしたものとみなします。

## 3 種 類

- (1) 地域別最低賃金  
産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。
- (2) 特定最低賃金（産業別最低賃金）  
特定の産業に働く労働者とその使用者に適用され、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることができます。

## 4 決定の主な流れ

最低賃金は、厚生労働省の各都道府県労働局長が、各地方最低賃金審議会に諮問し、同審議会の調査審議を踏まえた意見を聴いて決定します。なお、特定最低賃金（産業別最低賃金）は、特別小委員会にて「必要性審議」を行い、改正の必要性が有ると決定した業種は、専門部会を開催して金額審議を行うこととなります。



## 我が国の労働経済等の概況について

## 1 実質賃金の状況

平成 28 年の実質賃金の前年比は 0.7% で、5 年ぶりにプラスに転じているものの、実質賃金指数は 95.3 となっており、100 を下回る状況が続いています。

表 1 実質賃金指数の推移（全国）

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
実質賃金指数	99.2	98.3	95.5	94.6	95.3
前年比(%)	-0.9	-0.9	-2.8	-0.9	0.7

\* 実質賃金指数は平成 22 年平均を 100 とする

\* 出典：総務省「毎月勤労統計調査」

## 2 消費支出の状況

平成 28 年の二人以上の世帯の消費支出は、1 世帯当たり 1 か月平均 282,188 円で、物価変動の影響を除いた実質前年比は 1.7% の減少となり、3 年連続の実質減少となっています。

表 2 消費支出の推移（全国）

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
消費支出(円)	286,169	290,454	291,194	287,373	282,188
実質前年比(%)	1.1	1.0	-2.9	-2.3	-1.7

\* 消費支出は、二人以上の世帯の 1 世帯当たり 1 か月平均の金額

\* 出典：総務省「家計調査」

## 3 非正規雇用の状況

公表されている直近の調査となる、平成 24 年就業構造基本調査によりますと、雇用者数に占める非正規雇用の割合は、全国で 35.8%、川崎市で 32.3% となっており、本市は全国と比べ 3.5 ポイント低くなっております。また、前回調査の平成 19 年と比べると、全国、川崎市とも割合が増加しております。

表 3 非正規雇用の状況

区 分	全 国		川 崎 市	
	平成 19 年	平成 24 年	平成 19 年	平成 24 年
雇用者数	57,274,200 人	57,008,800 人	713,000 人	718,800 人
うち非正規雇用	18,898,600 人	20,427,100 人	222,500 人	232,300 人
割 合	33.0%	35.8%	31.2%	32.3%

\* 出典：総務省「就業構造基本調査」

#### 4 年収200万円未満の雇用者の状況

平成24年の雇用者数に占める、年収200万円未満の雇用者数の割合は、全国で34.5%、川崎市で26.4%となっており、本市は全国と比べ8.1ポイント低くなっております。また、前回調査の平成19年と比べると、全国、川崎市とも割合が増加しております。

表4 年収200万円未満の雇用者の状況

区分	全国		川崎市	
	平成19年	平成24年	平成19年	平成24年
雇用者数	57,274,200人	57,008,800人	713,000人	718,800人
うち年収200万円未満雇用者数	18,816,300人	19,643,200人	169,600人	189,800人
割合	32.9%	34.5%	23.8%	26.4%

\*出典：総務省「就業構造基本調査」

#### 5 婚姻率及び出生率の状況

平成27年の婚姻率については、全国で0.51%、川崎市で0.71%となっており、いずれも横ばい傾向にある中、本市は全国を上回る状況が続いております。また、平成27年の出生率については、全国と川崎市は同水準の1.45となっており、いずれも微増傾向にあります。

表5 婚姻率の推移（単位：%）

区分	平成25年	平成26年	平成27年
全国	0.53	0.51	0.51
川崎市	0.71	0.71	0.71

\*人口百人に対する婚姻件数の割合を適用

\*出典：平成25～27年 厚生労働省人口動態総覧及び川崎市健康福祉年報

表6 出生率の推移

区分	平成25年	平成26年	平成27年
全国	1.43	1.42	1.45
川崎市	1.38	1.38	1.45

\*合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）を適用

\*出典：平成25～27年 厚生労働省人口動態総覧及び川崎市健康福祉年報

## 平成29年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	平成29年度	平成28年度	東京都との差額	神奈川県との差額	効力発生日
	時間額(円)	時間額(円)			
<b>神奈川</b>	<b>956</b>	<b>930</b>	-2	—	<b>平成29年10月1日</b>
北海道	810	786	-148	-146	平成29年10月1日
青森	738	716	-220	-218	平成29年10月6日
岩手	738	716	-220	-218	平成29年10月1日
宮城	772	748	-186	-184	平成29年10月1日
秋田	738	716	-220	-218	平成29年10月1日
山形	739	717	-219	-217	平成29年10月6日
福島	748	726	-210	-208	平成29年10月1日
茨城	796	771	-162	-160	平成29年10月1日
栃木	800	775	-158	-156	平成29年10月1日
群馬	783	759	-175	-173	平成29年10月7日
埼玉	871	845	-87	-85	平成29年10月1日
千葉	868	842	-90	-88	平成29年10月1日
<b>東京</b>	<b>958</b>	<b>932</b>	—	2	<b>平成29年10月1日</b>
新潟	778	753	-180	-178	平成29年10月1日
富山	795	770	-163	-161	平成29年10月1日
石川	781	757	-177	-175	平成29年10月1日
福井	778	754	-180	-178	平成29年10月1日
山梨	784	759	-174	-172	平成29年10月14日
長野	795	770	-163	-161	平成29年10月1日
岐阜	800	776	-158	-156	平成29年10月1日
静岡	832	807	-126	-124	平成29年10月4日
愛知	871	845	-87	-85	平成29年10月1日
三重	820	795	-138	-136	平成29年10月1日
滋賀	813	788	-145	-143	平成29年10月5日
京都	856	831	-102	-100	平成29年10月1日
大阪	909	883	-49	-47	平成29年9月30日
兵庫	844	819	-114	-112	平成29年10月1日
奈良	786	762	-172	-170	平成29年10月1日
和歌山	777	753	-181	-179	平成29年10月1日
鳥取	738	715	-220	-218	平成29年10月6日
島根	740	718	-218	-216	平成29年10月1日
岡山	781	757	-177	-175	平成29年10月1日
広島	818	793	-140	-138	平成29年10月1日
山口	777	753	-181	-179	平成29年10月1日
徳島	740	716	-218	-216	平成29年10月5日
香川	766	742	-192	-190	平成29年10月1日
愛媛	739	717	-219	-217	平成29年10月1日
高知	737	715	-221	-219	平成29年10月13日
福岡	789	765	-169	-167	平成29年10月1日
佐賀	737	715	-221	-219	平成29年10月6日
長崎	737	715	-221	-219	平成29年10月6日
熊本	737	715	-221	-219	平成29年10月1日
大分	737	715	-221	-219	平成29年10月1日
宮崎	737	714	-221	-219	平成29年10月6日
鹿児島	737	715	-221	-219	平成29年10月1日
沖縄	737	714	-221	-219	平成29年10月1日
<b>全国加重平均(※)</b>	<b>848</b>	<b>823</b>	-110	-108	

※加重平均とは、都道府県ごとの労働者人数を考慮した平均のこと

※最低賃金の値上げが年3%の場合、加重平均が1,000円を超えるのは平成35年度の見込み

## 国の中小企業支援策について

### 1 国の中小企業支援策の方針について

#### (1) 概要

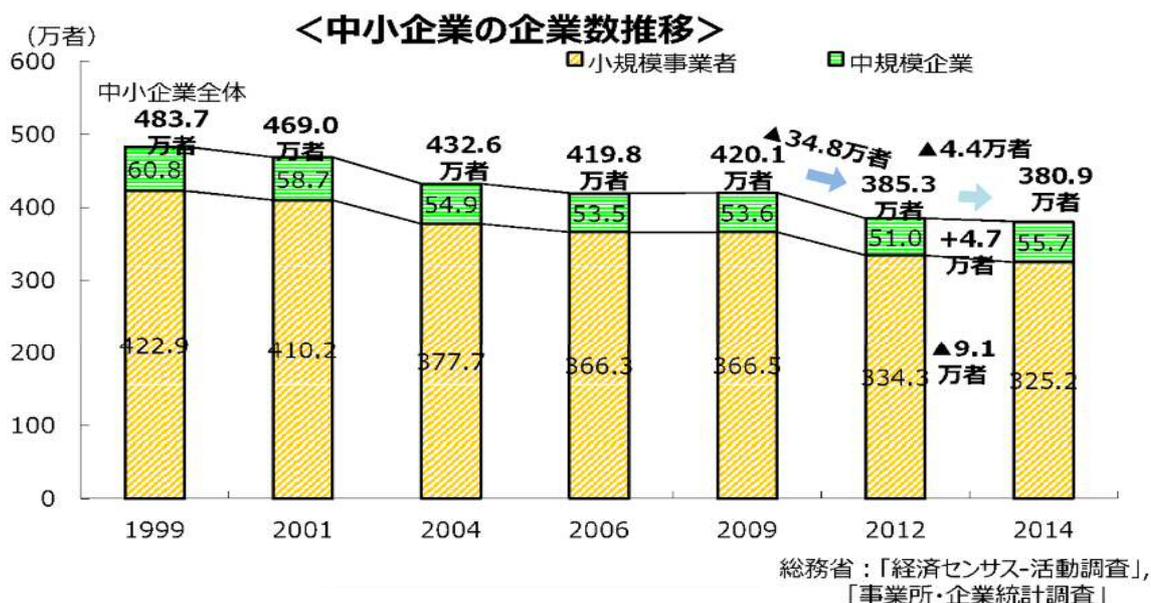
「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、国は「地域経済の主役である中堅・中小企業・小規模事業者が経営強化を図り、引き続き地域経済を牽引していくため、きめ細かな取組を行う」としており、その内容は以下のとおり。

生産性の抜本的向上のため、ITやロボット等の導入、技術開発の促進、海外展開を含む販路開拓の促進等を進めつつ、地域の中核企業が牽引する地域活性化を集中的に支援する。また、信用保証制度の見直しによる金融機関と信用保証協会の適切なリスク分担、よろず支援拠点などの経営支援体制の充実等により、中小企業・小規模事業者への経営支援を強化する。

さらに、多様な人材掘り起こし等による人手不足や働き方改革への対応、集中実施期間を設けた上での事業承継施策の推進や統合・再編の枠組みの検討及び副業・兼業の推進を含む創業支援を進める。

加えて、下請等中小企業の取引条件の改善を図るため、主要業界が作成した自主的な行動計画の着実な実行の促進等を行う。

#### (2) 中小企業数の推移



(3) 中小企業支援策の内容

【平成29年度当初予算事業の主な中小企業支援策】

主な中小企業支援策		予算	事業概要
<b>経営力強化・生産性向上に向けた取組</b>			
(1)	戦略的基盤技術高度化・連携支援事業	130.0 億円	中小企業が産学官連携して行う研究開発等や新しいサービスモデルの開発等の事業を支援する
(2)	小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資等）	42.5 億円	日本政策金融公庫が小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で融資を実施する
<b>安定した事業環境の整備</b>			
(1)	中小企業取引対策事業	13.9 億円	下請事業者による連携を促進するなど中小企業・小規模事業者の振興を図るとともに、相談受付、下請代金支払地円筒防止法の周知等の取引の適正化を図る
(2)	消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業	28.5 億円	消費税を円滑に転嫁できるように転嫁対策調査官を措置し、違反行為の監視・検査体制の強化を図る
(3)	政策金融・信用保証による資金繰り支援	225.8 億円	政策金融や信用保証により中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図る
<b>横断的課題である働き方改革と生産性向上</b>			
(1)	非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の取組	561.0 億円	キャリアアップ助成金の拡充、同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の支援を実施する
(2)	最低賃金・賃金の引上げ等の支援の強化	43.0 億円	全国加重平均が1,000円となることを目指す。経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置の推進・拡充を実施する

【平成30年度概算要求の主な中小企業支援策】

主な中小企業支援策		概算要求	事業概要
<b>経営力強化・生産性向上に向けた取組</b>			
(1)	地域中核企業・中小企業等連携支援事業	178.0 億円	中小企業が地域中核企業等と連携して行う活動を、研究開発から市場獲得まで一体的に支援する
(2)	小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資等）	43.0 億円	日本政策金融公庫が小規模事業者に対し、無担保・無保証人・低利で融資を実施する
<b>安定した事業環境の整備</b>			
(1)	中小企業取引対策事業	14.0 億円	下請事業者による連携を促進するなど中小企業・小規模事業者の振興を図るとともに、相談受付、下請代金支払地円筒防止法の周知等の取引の適正化を図る

(2)	消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業	27.0 億円	消費税を円滑に転嫁できるよう転嫁対策調査官を措置し、違反行為の監視・検査体制の強化を図る
(3)	政策金融・信用保証による資金繰り支援	263.0 億円	政策金融や信用保証により中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図る
<b>横断的課題である働き方改革と生産性向上</b>			
(1)	正社員転換・同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善に向けた企業支援	750.0 億円	キャリアアップ助成金の拡充、同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の支援を実施する
(2)	最低賃金・賃金の引上げ等の支援の強化	43.0 億円	全国加重平均が1,000円となることを目指す。経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置の推進・拡充等を実施する

## 2 中小企業と労働者の社会保険料負担

事業主の社会保険料（法定福利費）の負担率は年々増加しており、平成28年度は推計16.2%、従業員1人当たり年間約76万円。企業の社会保険料負担の売上総利益に占める割合も年々増加しており、特に中堅・中小企業では、比率が高い。最低賃金引き上げを含む中小企業の求める支援策として、「社会保険料負担の軽減」と「法人税等の税負担の軽減」が挙げられている。（出典：中企庁：平成28年度補正予算説明資料）

【事業主の社会保険料負担の現状】

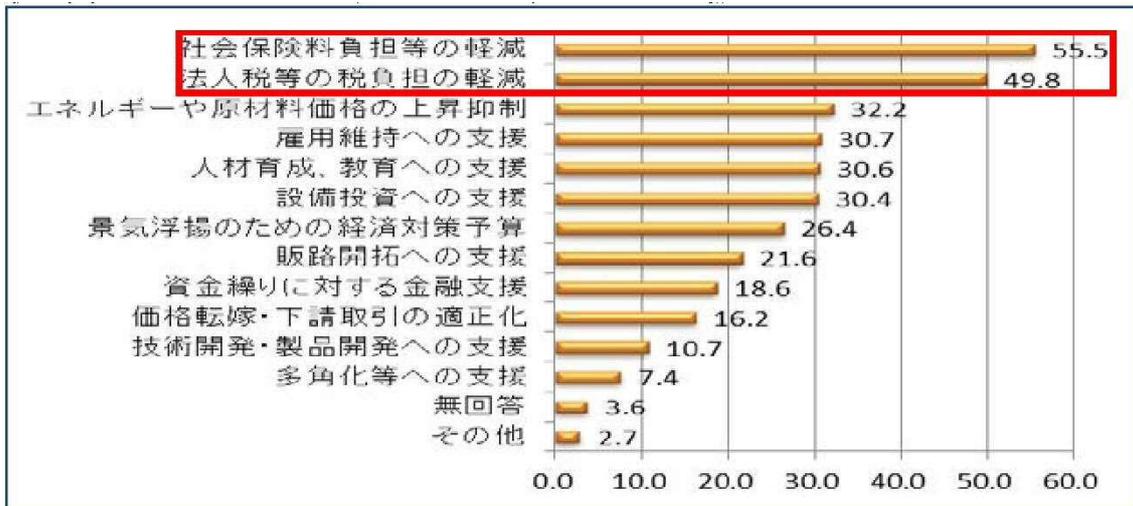


出典：経済産業省作成

※負担率は、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料、一般拠出金の合算（厚生年金保険料は、各年度4月時点の料率で算出）

※支払額は、賃金構造基本統計調査(全国・一般労働者・所定外と賞与含む)をもとに推計

【最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策】



出典：平成 27 年度最低賃金引き上げの影響に関する調査（日本商工会議所）

※調査対象：中小企業 4, 0 7 2 社

回答企業数：2, 6 2 5 社（回答率：6 4. 5 %）

調査方法：各地商工会議所職員による訪問調査

## 平成30年度中小企業に関する税制改正の概要

～経済産業省「経済産業関係 平成30年度税制改正のポイント」（抜粋）～

### < 中小企業の生産性向上・地域経済の活性化 >

#### 1 事業承継・再編の促進

- 円滑な世代交代を推し進めるため、10年間限定で、事業承継税制を抜本拡充する。
  - ① 税制のカバー率を100%とすることで、承継時の負担をゼロにする。
  - ② 雇用要件を弾力化し、未達成の場合も、税制の適用を継続する（報告や指導助言は必要）。
  - ③ 複数株主から複数後継者（最大3人）に対する贈与・相続も対象とする。
  - ④ 後継者の将来リスクを軽減するため、株価再計算により売却・廃業時の減免を可能とする。
- 中小企業のM&A（親族外承継）の際に生じる登録免許税、不動産取得税の軽減措置を講ずる。

#### 2 中小企業の少額資産の特例措置の延長

- 30万円未満の設備投資の際に一括損金算入を可能とする特例を、現行のまま2年間延長する。

#### 3 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）

- 中小企業の賃上げを強力に支援するため、従来の制度から支援を深掘りする（給与増加額の10%→15%を税額控除）。思い切った賃上げ（2.5%以上）や人材投資等に取り組む中小企業には、更に大胆な支援を行う（22%→25%を税額控除）。

#### 4 交際費課税の特例措置の延長

- 中小法人の交際費を800万円まで全額損金算入可能とする特例措置を2年間延長する。

#### 5 赤字を含む中小企業の投資の強力後押し

- 生産性の向上に取り組む中小企業を強力に支援するため、新規の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設する。

## 下請取引の適正化に向けた関係法令の概要について

## 中小企業憲章

## 【基本原則】

## 4. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

## 【行動指針】

## 5. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

【川崎市の取組】「川崎市契約条例」、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づく市内中小企業者の受注機会の増大

## 中小企業基本法及び下請取引関係法の主な規定

## 中小企業基本法

## 【取引の適正化】

第22条 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 下請中小企業振興法

- 親事業者の協力のもとに、下請中小企業の体質を改善し、下請性を脱した独立性のある企業に育てあげることが目的
- 国は、親事業者と下請事業者の望ましい関係を示した「振興基準」を策定

親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行を追記するなど、親・下請双方の適正取引や付加価値向上に向けた改正を実施（平成28年12月14日経済産業省告示）

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

不当な取引制限や不公正な取引方法を禁止



- ・中企庁と公正取引委員会との連携
- ・下請けGメンによる、実態調査
- ・下請駆け込み寺（相談窓口の設置）

## 下請代金支払遅延等防止法（下請法）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を規定するとともに、親事業者の義務及び禁止行為を規定

- 親事業者の義務
    - ・書面の交付義務
    - ・書類作成保存義務
    - ・下請代金の支払期日を定める義務
    - ・遅延利息の支払い義務
  - 親事業者への禁止行為
    - ・受領拒否の禁止
    - ・下請代金の支払遅延の禁止
    - ・下請代金の減額の禁止
    - ・返品禁止
    - ・買ったたきの禁止 等
- 違反したときは50万円以下の罰金
- 禁止行為を行ったときは勧告措置

平成28年12月14日付で運用基準を13年ぶりに改正違反行為となる事例を大幅追加（66事例から141事例）し、下請法の運用を強化